



一般財団法人

伝統的工芸品産業振興協会

〒107-0052 東京都港区赤坂 8-1-22

TEL. 03-5785-1001 URL. <http://kougeihin.jp>

SDGs 会員加入のご案内

一般財団法人 伝統的工芸品産業振興協会

SDGs 会員加入のご案内

私ども一般財団法人伝統的工芸品産業振興協会は、全国を通じ業界唯一の財団法人として「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」（昭和 49 年 5 月 25 日法律第 57 号、改正平成 18 年 6 月 2 日法律第 50 号）第 23 条により昭和 50 年 6 月に設立され、同法第 24 条に規定されている、伝統的工芸品に関する人材確保育成事業、需要開拓事業、展示事業、調査の実施・情報の提供及び伝統工芸青山スクエア運営事業などを主要な業務として実施いたしております。

本協会では、わが国の伝統的工芸品産業界の中核団体として伝統的工芸品産業の振興を図り、国民の生活に豊かさや潤いを与えると同時に、地域経済の発展に寄与することを設立趣旨といたしております。

このため、協会の基本財産の造成並びに各事業の実施には、国及び地方公共団体のご指導と財政的なご支援を得ておりますが、各事業内容の一層の充実を図るため会員制度を設け、伝統的工芸品の産地関係企業はもとより、関係市町村、諸団体をはじめ、流通関係者、一般消費者の皆様にご加入をお願いいたしております。

2022 年度は新たに「SDGs 会員制度」を創設いたしました。伝統的工芸品は自然の素材を原材料に手作りであることを原則としております。SDGs は 2015 年に国連で採択されましたが、伝統的工芸品は 100 年以上前から SDGs を実践し、日常遣いの生活用具として日本人の生活を支えてきました。伝統的工芸品を更に普及拡大させることが SDGs 推進の一役を担うことにつながります。

つきましては、本協会の設立と会員制度の趣旨にご賛同を賜わり、SDGs 会員にご加入下さいますようご案内申し上げます。

一般財団法人 伝統的工芸品産業振興協会 総務部
〒107-0052 東京都港区赤坂 8-1-22
電話：03-5785-1001 / FAX：03-5785-1002
URL：http://kougeihin.jp/ E-mail：somu@kougei.or.jp

1. 特 典

- ① 本協会の刊行物をお送りするほか、各種の情報をご提供いたします。
- ② 本協会の主催する事業、行事へのご参加及びご案内をいたします。
- ③ 伝統的工芸品関係のカラー写真（ポジフィルム）を割引料金でご利用いただけます。詳細は貸出規約をご覧ください。
- ④ 本協会が商標権を所有する「伝統マーク」を宣伝媒体にご利用になれます。掲載に当たっては事前に内容を確認させていただきます。当協会企画部へお問合せ下さい。
- ⑤ ご入会の御礼として当協会オリジナルSDGs会員証（伝統的工芸品）を進呈します。
- ⑥ 青山スクエアでのお買い上げ1割引きの会員証を進呈します

2. 会 費

- ① 年 会 費
一般企業・個人 … 1口 3万円
市区町村・団体 … 1口 5万円
- ② 振 込 方 法
請求書をお送りいたしますので下記銀行口座へお振込み下さい。
三菱UFJ銀行 本店 普通預金 7639717
ザイ)デントウテキコウガイヒンサンギョウシンコ
ウキョウカイ
財)伝統的工芸品産業振興協会
- ③ 管 理 運 用
本協会の普通財産として管理し、伝統的工芸品産業の振興事業資金として運用いたします。
- ④ 自動振替制度
次年度以降のご納入につきましては、振込手数料の不要な自動振替制度がございますので、ご希望の場合は「会員加入申込書」にその旨ご記入下さい。
- ⑤ お 申 込 み
会員加入申込書にご記入のうえご送付ください。なお、会員加入申込書は会員名簿の原本として管理いたしますので楷書にてご記入下さい。
- ⑥ 退 会
ご入会されますとお申し出のない限り、翌年度も自動的に会員登録の更新をさせていただくことといたしております。退会をご希望される場合は文書にてご連絡をお願いいたします。